

総行行第281号  
総行公第47号  
令和6年7月2日

各府省官房長等 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

地方自治法の一部を改正する法律による  
地方自治法第2編新第14章の新設について (通知)

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）は、令和6年6月26日に公布され、このうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編新第14章「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」に関する改正規定は、同年9月26日から施行することとされました。

本改正は、令和5年12月21日に内閣総理大臣に提出された第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」において、個別法については「これまで発生した災害、感染症のまん延等の事態や、その対応に当たり生じた課題等を踏まえて、備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定を設けており、その見直しも重ねられている」が、「今般の新型コロナ対応や、近年の自然災害の発生状況は、個別法において想定されていなかった事態が生じること」を改めて認識させるものであり、「まずは、個別法において備えるべき事態を適切に想定し、必要な規定が設けられ」る必要があるが、その上で、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互間の関係に関する地方自治法の規定について「大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命、身体又は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、所要の見直しを行う必要がある」と提言されたことを踏まえたものです。新第14章の規定については、このような趣旨を踏まえ、下記事項に御留意いただくようお願いいたします。

なお、本改正事項については、今後、運用等の考え方を示す予定です。

記

## 第一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

新第14章の規定については、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体の権限と責任を明確化する趣旨のものであり、改正前の「第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」（改正後は第12章）の特例として、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）に限って適用される国又は都道府県の関与について要件・手続を定めるものであること。

これらの関与は、新第12章における「国又は都道府県の関与」に該当するものであり、要件・手続は、同章に規定された関与の法定主義（第245条の2）及び関与の基本原則（第245条の3）等に則って規定されているほか、国又は都道府県の関与に適用される同章の規定が適用されるものであること。

## 第二 資料及び意見の提出の要求

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができるものとされたこと。（第252条の26の3第1項及び第2項関係）

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは、その及ぼす被害の程度において、大規模な災害、感染症のまん延に類すると規定されているとおり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、国が役割を果たすこととされている事態に比肩する程度の被害が生じる事態を指すものであり、実際に生じ、又は生じるおそれのある事態の規模、態様等に照らして判断されるものであること。

「発生するおそれがある場合」とは、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が相当な確度で発生する見込みがある場合を指すものであり、客観的・合理的に判断されるものであること。

なお、附帯決議（衆議院総務委員会附帯決議（令和6年5月28日）又は参議院総務委員会附帯決議（令和6年6月18日））において、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な利活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との双方向での迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること」とされていることも踏まえる必要があること。

## 第三 事務処理の調整の指示

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置（以下「生命等の保護の措置」という。）の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（都道府県が処理することとされている事務のうち、法律又はこれに基づく政令により指定都市、中核市等が処理することとされている事務に限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができるものとされたこと。（第252条の26の4第1項関係）

「都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から（略）調整を図る必要がある」場合とは、都道府県の単位において区域内のリソースの活用や、市町村の区域を超えた生活圏・経済圏の一体性を考慮に入れた対応が必要な場面が考えられること。

また、都道府県による調整の対象となり得る事務は、指定都市及び中核市が処理することとされている事務、地方自治法等に基づく条例による事務処理特例の適用を受ける事務のほか、保健所設置市区が処理することとされている事務など規模・能力に応じて市町村が処理することとされている事務について、今後政令で定めることとしていること。

#### 第四 生命等の保護の措置に関する指示

一 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。（第252条の26の5第1項関係）

生命等の保護の措置に関する指示に関し、勘案すべき事態の規模、態様及び事態に係る地域の状況については、「規模」とは、被害の地域的、人的な広がり指し、事態が全国規模である場合や、局所的であっても被害が甚大であるかが、「態様」とは、被害の種別、程度等を指し、例えば、生命・身体に生じさせる危険の重大性などが、「地域の状況」とは、例えば、離島等のへき地であり迅速な対応に課題があるなどの状況が、それぞれ考えられること。

「特に必要があると認めるとき」とは、国の役割として指示を行う必要性が特に認められる場合に限定する趣旨であり、例えば、全国的な観点から、国の責任において広域的な対応や統一的な対応を行う必要性が高く、かつ、国民の生命等

の保護のため、助言等ではなく法的な対応義務を課す指示によつて的確かつ迅速な措置を確保する必要性が高い場合などが考えられること。

生命等の保護の措置に関する指示は、「的確かつ迅速」な実施が「特に必要であると認める」場合に、「他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き」、「必要な限度において」、「必要な指示」を行うものとされており、第1条の2第2項において、「国は（略）地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とされていることを踏まえ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮して行われるべきものであること。

なお、附帯決議において、「生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であつて、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする」とされていることも踏まえる必要があること。

二 各大臣は、一により指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る一の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、一の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、第二による資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならないものとされたこと。（第252条の26の5第2項関係）

一の指示を行うに当たり、国と地方公共団体間で迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されるようにし、状況に応じて、十分な協議・調整が行われることが必要であり、本規定に基づき地方公共団体から提出を受けた資料又は意見を十分踏まえた上で一の指示の行使について検討する必要があること。

なお、附帯決議において、「生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たつては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」、「当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする」とされていることも踏まえる必要があること。

三 一の指示が行われた場合には、各府省において、どのような事態においてどのような国の役割が必要とされたのか、地方公共団体をはじめとする関係者の意見を聴いた上で、適切に検証される必要があり、こうした検証が、個別法の規定のあり方についての見直しの検討も含めた議論の契機とされることが期待されるものであること。

各大臣は、一の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとされたこと。（第252条の26の5第4項）

本規定は、一の指示が行われたときは、国が責任をもって対応すべき事態であるにもかかわらず、個別法に必要な規定が設けられていないことを意味することから、どのような場面でどのような指示があったのか、国会においても適切に検証し、個別法の制定や改正に関する議論につなげていくことを目的としており、指示を行ったということに加え、いつ、どのような事態において、どの地方公共団体に対し、どのような措置の的確かつ迅速な実施を確保するためにどのような指示を行ったかなどについて、政府の対応に一定の目途が立った段階で、できるだけ速やかに国会に報告することが求められること。

なお、附帯決議において、「国会報告の内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するものとなるようにすること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること」とされていることも踏まえ、適切な対応が求められること。

- 四 一の指示を含めた法令に基づく指示の要件に該当しない場合において、法定受託事務の処理基準の設定、技術的助言・勧告、情報提供等を行う場合には、その内容、発出の時期・方法等について地方公共団体の自主性・自立性や、事務処理上の必要性にも配慮した上で、これらの法的性格を適切に区分し、明示して行われるべきであり、その内容はこれらの区分に沿ったものとする必要があること。

## 第五 国による応援の要求及び指示等

### 一 普通地方公共団体相互間の応援の要求

普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援を求めることができる場合を除き、他の普通地方公共団体の長等に対し、応援を求めることができるものとされたこと。この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長等は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならないものとされたこと。（第252条の26の6第1項関係）

「正当な理由」とは、応援の求めに応じる余力がない等、求めに応じることが困難な場合があることを指すこと。どのような事情が「正当な理由」に該当するののかについては、事態の性質や応援の求めを受けた地方公共団体の状況等により、個別具体的に判断するものであること。

### 二 都道府県による応援の要求及び指示

- 1 都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援することを求めること

ができるものとされたこと。（第252条の26の7第1項関係）

- 2 都道府県知事は、1による求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援すべきことを指示することができるものとされたこと。（第252条の26の7第2項関係）

### 三 国による応援の要求及び指示

- 1 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事等（以下三において「事態発生都道府県の知事等」という。）及び当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある市町村の長等（以下三において「事態発生市町村の長等」という。）の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等（特に緊急を要すると認めるときは、当該事態発生市町村の長等以外の市町村長等を含む。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができるものとされたこと。（第252条の26の8第2項及び第3項関係）

- 2 各大臣は、1による求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができるものとされたこと。（第252条の26の8第4項関係）

- 3 応援の調整が必要な場面においては、国と地方公共団体との間で、適切にコミュニケーションを図り、国民の生命等の保護を的確・迅速に行うことが重要であり、状況に応じて地方公共団体と十分な協議・調整を行うこと。また、応援の要求及び指示が行われる場合においては、応援を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること。

### 四 職員の派遣のあっせん

- 1 普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき職員の派遣のあっせんを求めることができる場合を除き、各大臣又は都道府県知事に対し、第252条の17第1項の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができるものとされたこと。（第252条の26の9第1項関係）

- 2 普通地方公共団体の長等は、1によるあっせんがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないものとされたこと。（第252条の26の10関係）

「著しい支障」とは、職員派遣に応じる余力がない等、あっせんに応じることが困難な場合を指すこと。どのような事情が「著しい支障」に該当するののかについては、事態の性質や職員派遣のあっせんを受けた地方公共団体の状況等により、個別具体的に判断するものであること。

職員派遣の調整が必要な場面においては、国と地方公共団体との間で、適切にコミュニケーションを図り、国民の生命等の保護を的確・迅速に行うことが重要であり、状況に応じて地方公共団体と十分な協議・調整を行うこと。また、職員派遣のあっせんが行われる場合においては、職員の派遣を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること。

なお、附帯決議において、「各大臣による職員の派遣のあっせんについては、総務大臣が事前の調整に協力するなど、あっせん及び職員派遣の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずること」とされていること。

五 上記三及び四に関して、附帯決議において、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国又は都道府県による応援の要求及び指示並びに職員の派遣のあっせんについては、個別法による措置が可能な場合には個別法によること。なお、個別法による措置を含めた応援の要求又は指示並びに職員の派遣のあっせんが行われる場合においては、応援や職員の派遣を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること」とされていることを踏まえる必要があること。